

## 改正意匠法の概要について

意匠委員会\*

**抄録** 平成18年6月7日付法律第55号として公布された「意匠法等の一部を改正する法律」により、意匠法が定義から制度の仕組みに亘って大幅に改正されることになる。2007年4月全面施行に先立ち、改正意匠法の概要と留意点を紹介する。

<総論>

**Q 1** 意匠法改正の目的と改正点を教えてください。

**A 1** 意匠法改正には、2つの目的があります。

第一に、意匠の権利保護の強化を目的とする改正であり、第二に、模倣品対策の強化を目的とする改正です。

権利保護の強化を目的とする改正は、以下の7項目が挙げられます。

- (1) 新規性喪失の例外の適用規定の見直し
- (2) 秘密意匠制度の請求可能時期の緩和
- (3) 関連意匠の出願期限の延長
- (4) 部分意匠又は部品に係わる意匠の出願期限の延長
- (5) 意匠権の保護期間の延長
- (6) 意匠の類似の範囲の明確化
- (7) 操作画面のデザインの保護の拡大

模倣品対策の強化を目的とする改正は、以下の3項目が挙げられます。

- (8) 権利侵害行為へ「輸出」を追加
- (9) 権利侵害行為へ「譲渡等目的の所持」を追加
- (10) 刑事罰の強化

以上の10項目が今回の意匠法の改正点になります。

**Q 2** 改正意匠法はいつ施行されますか。

**A 2** 今回の改正意匠法の施行は、段階的に行われています。

「新規性喪失の例外の適用規定」の改正については、2006年9月1日から、模倣品対策の強化を目的とする3項目の改正は、2007年1月1日から施行されています。

その他の改正につきましては、2007年4月1日より施行されます。

**Q 3** 改正意匠法の条文はどこで入手できますか。

**A 3** 特許庁のホームページにて入手することができます。トップページの「特許庁の取り組み」→「法改正のお知らせ」のページにてご確認ください。

<各論>

(1) 新規性喪失の例外の適用規定の見直しについて

**Q 4** どのような点が改正されましたか。

**A 4** 現行意匠法は、新規性喪失の例外の適用を受ける場合、その適用を受ける

\* Design Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に提出するとともに当該意匠出願の出願日から14日以内に証明書を提出する必要がありました。

今回の改正では、この証明書の提出の期間を30日以内に延長されました。

**Q 5** どのようなメリットがありますか。

**A 5** 海外で最先発表された製品に基づき、新規性喪失の例外の適用を受ける場合におきましても、証明書の手配に、以前に比べ十分な時間が確保できます。

**Q 6** 留意すべき点がありますか。

**A 6** 最初に公開になった日から6ヶ月以内に意匠出願しなければ新規性喪失の例外の適用が受けられないことは、現行意匠法と変わりませんのでご注意ください。

(2) 秘密意匠制度の請求可能時期の緩和について

**Q 7** どのような点が改正されましたか。

**A 7** 現行意匠法は、意匠登録公報の公開を最長3年間延期できる秘密意匠を請求できるのは出願時のみでした。

今回の改正では、出願時のみの要件を緩和し、第1年分の登録料納付と同時でも請求できるようになりました。

**Q 8** どのようなメリットがありますか。

**A 8** 秘密意匠は、マーケティング戦略に基づき、製品の正式発表前に意匠登録公報によって新製品のデザインを公にさせないことを目的として企業で利用されていますが、今回の改正により、実際の製品計画に基づき、

意匠登録公報の非公開請求ができるようになります。

**Q 9** 留意すべき点がありますか。

**A 9** 特許事務所に出願管理を依頼している場合や、予納口座から自動的に登録料が引き落とされる「包括納付制度」を利用している場合には、第1年分の登録料納付と同時に申請するタイミングを逸する可能性もありますので、特許事務所との連携強化や社内運用の検討も必要になるものと思料します。

(3) 関連意匠の出願期限の延長について

**Q 10** どのような点が改正されましたか。

**A 10** 現行意匠法は、同一人の出願人による二以上の類似する意匠を本意匠と関連意匠との関係をもって登録するためには、同日で出願しない限り、登録を受けることができませんでした。

今回の改正では、同日の要件を緩和し、本意匠の意匠登録公報発行日の前日迄であれば、後日の意匠出願を関連意匠として登録を受けることができることになりました。

本意匠の状況/ 関連意匠出願時期	(現行) 関連意匠	(新法) 関連意匠
(本意匠) 出願日	○	○
(本意匠) 登録査定日	×	○
(本意匠) 登録日	×	○
(本意匠) 登録公報発行日	×	×

図1 関連意匠の登録要件の改正点  
(○) 登録を受けることができる意匠  
(×) 登録を受けることができない意匠

**Q 11** どのようなメリットがありますか。

**A 11** 本意匠を元にマイナーチェンジを行った次世代製品に係る意匠や、プロト

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

タイプに係る意匠を出願した後、製品化が決定した意匠を登録できる可能性が広がり、実施製品保護の強化が図れます。

**Q 12** 留意すべき点がありますか。

**A 12** 留意すべき点はいくつかあります。

① 本意匠の意匠登録公報発行日の前日迄であっても、後日の意匠出願前に、本意匠を既に実施製品として公表していた場合、本意匠に類似する後日の意匠出願は、当該実施製品によって新規性が喪失していると思われ登録を受けることができなくなりますので注意が必要です。この場合、後日の意匠出願を行う際に新規性喪失の例外の適用を受ける必要が生じることになりますのでご注意ください。

② 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている時には関連意匠は登録を受けることができない旨の規定も追加されていますのでご注意ください。

③ 秘密意匠との関係では、最初に公開される一部の書誌情報を掲載した意匠登録公報の発行日の前日をもって期限となりますので秘密意匠制度を利用して当該期限は延長されない点については注意が必要です。

④ 関連意匠出願日前に同一出願人による関連意匠に類似する二以上の先行意匠出願が存在し、当該先行意匠が各々独立した意匠として成立し得る場合、当該関連意匠は2つの本意匠を有することになりますので、当該関連意匠出願は登録を受けることができないこととなります。

当該関連意匠出願の登録を受けるためには、当該先行意匠出願のいずれかを取り下げて本意匠を1つにする等出願人側の調整が必要となる点をご留意ください。

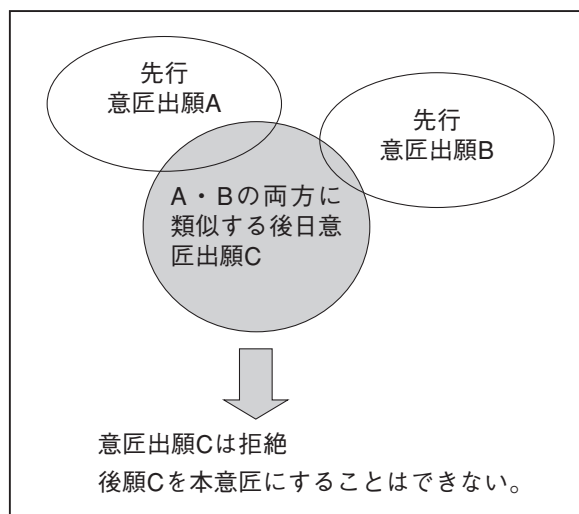


図2 関連意匠の留意点について

⑤ 現行法下で本意匠が既に出願されている場合でも、当該本意匠の登録公報が発行されていない場合は、改正法施行後に関連意匠を出願することによって当該関連意匠の登録を受けることができる可能性があります。

改正法施行前後の意匠出願のタイミングについては十分な検討を行う必要がある点をご留意ください。

#### (4) 部分意匠又は部品に係わる意匠の出願期限の延長について

**Q 13** どのような点が改正されましたか。

**A 13** 現行意匠法は、全体意匠と部分意匠との関係、及び完成品意匠と部品意匠との関係においては調整規定が設けられており、全体意匠又は完成品意匠の出願日前、若しくはそれと同日に出願しなければ、部分意匠出願又は部品意匠出願は登録を受けることができませんでした。

今回の改正では、出願日前、若しくは同日の要件を緩和し、全体意匠又は完成品意匠の意匠登録公報発行日の前日迄であれば、後日の部分意匠出願又は部品意匠出願の登録を受けることができるようになりました。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

全体意匠の状況／ 部分意匠出願時期	(現行) 部分意匠	(新法) 部分意匠
(全体) 出願日前	○	○
(全体) 出願日	○	○
(全体) 登録査定日	×	○
(全体) 登録日	×	○
(全体) 登録公報発行日	×	×

図3 部分意匠，部品に係わる意匠の改正点  
 (○) 登録を受けることができる意匠  
 (×) 登録を受けることができない意匠

**Q 14** どのようなメリットがありますか。

**A 14** 全体意匠を出願した後に部分意匠出願を検討し出願する等の意匠出願戦略の多様化が図れることとなります。

**Q 15** 留意すべき点がありますか。

**A 15** 関連意匠の場合と同様、後日の部分意匠出願又は部品意匠出願前に全体意匠又は完成品意匠が実施製品として公表されていた場合、新規性が喪失していると思なされ登録を受けることができなくなりますので注意が必要です。この場合も、後日の部分意匠出願又は部品意匠出願について新規性喪失の例外の適用を受ける必要が生じますのでご留意ください。

更に秘密意匠との関係では、最初に公開される一部の書誌情報を掲載した意匠登録公報の発行日の前日をもって期限となりますので秘密意匠制度を利用しても当該期限は延長されない点については注意が必要です。

(5) 意匠権の保護期間の延長について

**Q 16** どのような点が改正されましたか。

**A 16** 現行意匠法の意匠権存続期間は、設定登録日から15年ですが、2007年4月1日以降に出願された意匠については設定登録

日から20年の存続期間が付与されます。

**Q 17** どのようなメリットがありますか。

**A 17** ロングラン製品の保護が強化されるとともに、過去実施した製品のリバイバル製品の保護にも対応できる可能性もあります。

また、特許出願と意匠出願が同日であった場合、権利発生の起点の違いにより意匠権の方が長期保護も図れることにもなります。

なお、延長に伴う登録料（維持年金）については、16年目以降も毎年33,800円を納付することになりますが、現行意匠法の11年目から15年目までの登録料と同額に設定されています。

**Q 18** 留意すべき点がありますか。

**A 18** 関連意匠制度の関係において、本意匠が現行意匠法下で出願された意匠であり、関連意匠が2007年4月1日に出願された意匠である場合、本意匠の権利期間は、その登録日から15年で満了しますが、関連意匠は本意匠の登録日から20年間の存続期間を付与されているため、本意匠よりも5年間長く存続することになります。

この点について、社内の管理システムプログラムの見直し等が必要となる場合があります。

(6) 意匠の類似の範囲の明確化について

**Q 19** どのような点が改正されましたか。

**A 19** 現行意匠法では規定されていませんが、最高裁判所判決に基づき、これまでも意匠の類似の判断は、「需要者」の視点で判断する手法が採用されていました。

今回の改正では、これを条文化し、判断手法の実質統一化が図られています。基本的には確



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

認規定の位置付けですので、2007年4月1日施行前と施行後で類否判断そのものが変更されるわけではない点をご留意ください。

#### (7) 操作画面デザインの保護の拡大について

**Q 20** 操作画面デザインの保護とは具体的にどのようなものですか。

**A 20** 携帯電話の液晶表示部に表示されるアイコン等で構成された操作メニュー画面等が該当します。一般的にこのようなソフトウェアによる操作系をグラフィカルユーザーインターフェイス (GUI) と称しておりますが、このGUIのグラフィカル要素を意匠法下の基準にのっとり保護するというものです。

**Q 21** 現行意匠法で操作画面デザインは保護されていますか。

**A 21** ガイドラインの基準を満たすものについては、現行意匠法でも保護されています。

具体的には、物品本体部分を破線にし、操作画面デザインを実線で表現する部分意匠の手法が採用されております。



図4 操作画面デザインの保護の例

また、実線で表現する操作画面デザインは、①原則、物品本体自体が持つ液晶表示部等に表示されていなければならない、②当該物品固有の機能を使うにあたりその操作画面がなければ利用できないというものに限定されています。

図4に示す携帯電話機の意匠登録事例に即して考察すると、①液晶表示部が当該物品と一体である旨を図面で表現していることから、物品本体自体に液晶表示部を有するものであることが明白であり、②携帯電話機の機能进行操作するための統括画面（初期メニュー画面）が実線によってクレームされており、携帯電話機と操作画像との関係において、この統括画面（初期メニュー画面）は、携帯電話機固有の機能を利用するための必須の操作画面である旨が認定されたため、登録が認められたということになります。

なお、コンピューターのアプリケーションソフトウェアのGUIは、コンピューターの当該物品固有の機能ではなく、付加機能でありますので保護対象にはならず、ウェブサイト等も同様の理由により保護対象とはなりません。

詳細は、「意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン第10章」をご覧ください。

**Q 22** 今回の改正でどのようなものが保護対象として「拡大」されたのでしょうか。

**A 22** 今回の改正では、「物品本体自体が持つ液晶表示部等に表示」の要件が緩和され、当該物品の有する操作画面のデザインが他の物品に表示され、両物品が一体として用いられる場合にも保護対象になります。

具体的には、DVD録再機とテレビとの関係において、テレビ画面上にDVD録再機に内蔵された操作画面が表示される場合の当該操作画面等が挙げられます。

また、「当該物品固有の機能」の要件が緩和され、携帯電話機の統括画面（初期メニュー画

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

面)のみならず、通話機能を発揮させるための操作画面、メール送受信機能を発揮させるための操作画面等、初期メニュー画面の階層に属する操作画面も保護対象になります。

なお、改正意匠法施行後もコンピューターのアプリケーションソフトウェアのGUIやウェブサイトは保護対象となりませんのでご注意ください。

詳細に関しましては、運用基準等をご参照下さい。

**Q 23** その他、留意するべき点はありますか。

**A 23** 今回の改正では、物品の機能を発揮「できる状態にする」ための操作画面を保護する目的であり、機能を発揮「している状態になった」画像を保護するものではありません。

操作した結果を表示した、操作を伴わない画像は保護されませんのでご注意ください。

詳細に関しましては、運用基準等をご参照下さい。

#### (8) 権利侵害行為へ「輸出」を追加することについて

**Q 24** 権利侵害行為へ「輸出」を追加した理由を教えてください。

**A 24** 現行意匠法は、意匠の実施に「輸出」行為は規定されておりませんが、模倣品の拡散防止、つまり日本を起点として海外諸国へ向けて模倣品が流通することを未然に防ぐことを目的として今回の改正で意匠の実施の定義に「輸出」が追加されました。

これにより、権利者に無断で侵害品を「輸出」する行為を水際で規制することができるようになります。

なお、特許法・実用新案法・商標法にも意匠

法同様「輸出」が追加されています。

#### (9) 権利侵害行為へ「譲渡等目的の所持」を追加することについて

**Q 25** 権利侵害行為へ「譲渡等目的の所持」を追加した理由を教えてください。

**A 25** 現行意匠法は、所持行為だけでは侵害にはあらず、所持している侵害品を差し止めるためには譲渡の事実やそのおそれを権利者側が立証する必要がありました。

今回の改正により、所持行為自体も侵害とみなす行為に該当することになりましたので、模倣品が流通する前に差し止め等が可能となります。

商標法には既に当該規定を有しておりますが、今回の改正では、特許法・実用新案法にも同様の規定が設けられました。

#### (10) 刑事罰の強化について

**Q 26** どのような点が強化されたのでしょうか。

**A 26** 直接侵害が、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」から「10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」となりました。

間接侵害が、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」から「5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」となりました。

また法人重課の上限は「1億円」から「3億円」に引上げられました。

特許法、実用新案法、商標法についても同様の改正が行われています。

10年以下の懲役は、刑法235条の窃盗罪と同等の刑事罰でありますので、侵害罪がいかに重い罪かということを再認識する必要があると思います。

(原稿受領日 2006年12月13日)